

美しい街づくり賞実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、呉市の街の美化と景観の創造に貢献していると認められる物件又は活動（以下「物件等」という。）を表彰することにより、豊かで住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

(美しい街づくり賞)

第2条 前条の目的を達成するために、美しい街づくり賞を設ける。

2 美しい街づくり賞に、すまい部門、たてもの部門、リノベーション部門及びまちづくり部門を設ける。

(募集)

第3条 市長は、呉市内における第1条の目的に沿う物件等について、募集するものとする。

2 募集は、できるだけ市民の参加が得られやすい方法で行うものとする。

3 応募は、自薦又は他薦を問わない。

(選考委員会)

第4条 物件等を評価し、及び選考するために、美しい街づくり賞選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員11名以内をもって組織する。

3 委員は、市長が委嘱する。

4 委員の委嘱期間は、原則、2年とし、再委嘱を妨げない。

5 委員会には、委員の互選により、会長及び副会長を置く。

6 会長は、委員会を代表するとともに会務を総括し、委員会の議長となる。

7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。

8 委員会の会議は、非公開とする。ただし、会長が特に支障がないと認めたときは、公開とすることができる。

(表彰)

第5条 市長は、委員会の選考結果に基づき、美しい街づくり賞を決定し、表彰する。

2 市長は、第2条第2項に規定する部門には該当しないが委員会が街の美化と景観の創造に貢献していると認めた物件等に対し、美しい街づくり特別賞を授与することができる。

3 市長は、委員会が特に優れていると認めた物件等に対し、美しい街づくり大賞を授与することができる。ただし、美しい街づくり大賞を授与する物件等に対しては、

美しい街づくり賞又は美しい街づくり特別賞を授与しない。

- 4 市長は、前3項の規定による表彰に当たっては、表彰状のほかに、表彰に係る物件等の所有者等に表彰盾を授与するものとする。
- 5 委員会が美しい街づくり大賞、美しい街づくり賞又は美しい街づくり特別賞には選考しないが、十分な景観への配慮を評価したもの、優れた建物デザイン・施工技術等を評価したもの又はまちづくり活動を評価したものに対し、市長は、奨励賞を授与することができる。
- 6 市長は、前項の規定による表彰に当たっては、会長名で表彰状を授与するものとする。

(事務局)

第6条 委員会の事務を行うため、都市部建築指導課に事務局を置く。

(その他必要な事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成8年10月1日から実施する。
- 2 呉市優秀建築物表彰要綱（昭和60年10月1日施行）は、平成8年10月1日付で廃止する。

付 則

この要綱は、平成15年7月1日から実施する。（第2条 部門名の変更）

付 則

この要綱は、平成17年6月1日から実施する。（第5条第2項 特別賞の創設等）

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。（第6条 事務局名の変更）

付 則

この要綱は、平成21年8月1日から実施する。（第4条第2項 委員数の変更）

付 則

この要綱は、平成22年10月1日から実施する。（第5条第4項 奨励賞の変更）

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。（第2条 新部門の創設等）

付 則

この要綱は、令和6年9月1日から実施する。（第2条 部門の改定等）